

# 大阪府自動車 NOx・PM総量削減計画〔第3次〕(案) 概要

## 1 自動車 NOx・PM総量削減計画について

自動車交通が集中する大都市域における大気環境基準を達成するため、自動車 NOx・PM法に基づき、関係機関で構成する協議会において計画の目標やその対策などを検討し、府が策定する計画。その目標の達成に向けて、関係機関相互の連携・協力のもと諸施策を推進。

〔関係機関〕大阪府、大阪府公安委員会、府内関係市町（37市町）、国の地方行政機関（近畿地方整備局等）、関係道路管理者（西日本高速道路株式会社等） 計 47 機関

## 2 現行計画（平成 15 年 7 月策定）における目標達成の状況について

### (1) 目標

平成 17 年度：NO<sub>2</sub>、SPM の大気環境基準を概ね達成

平成 22 年度：NO<sub>2</sub>、SPM の大気環境基準を達成

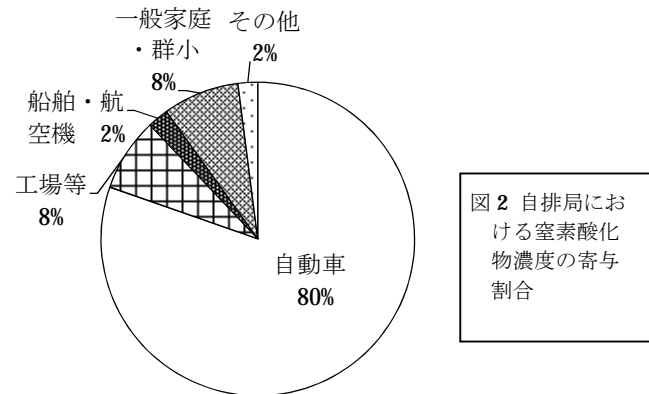
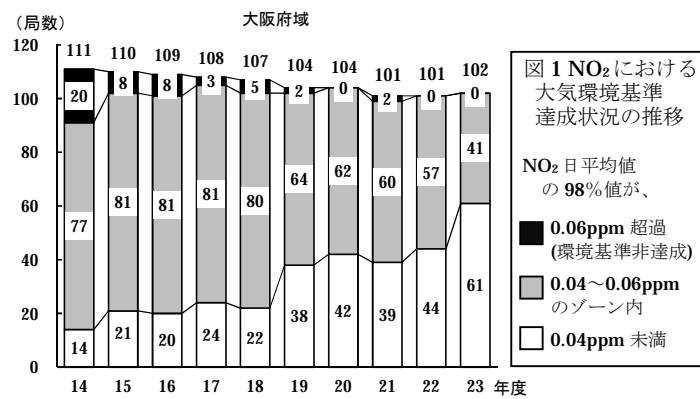
### (2) 目標達成の状況

・平成 22 年度において、NO<sub>2</sub>、SPM ともに環境基準を一般局、自排局全局で達成

・一方、NO<sub>2</sub>について平成 21 年度に自排局 2 局で非達成であるなど、

**継続的・安定的に環境基準を達成するためには、引き続き関係者の連携・協力のもと総合的に自動車環境対策を推進することが必要**

（大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画実施状況等報告より抜粋）



## 3 第3次計画の目標等について

### (1) 目標

〔平成 27 年度〕NO<sub>2</sub>、SPM の大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成

### (2) 目標排出量

区分	平成 27 年度目標	現状 (平成 21 年度)
対策地域における自動車 NOx 排出量 (削減割合)	14,420 トン (▲2割)	18,130 トン
対策地域における自動車 PM 排出量 (削減割合)	720 トン (▲2割)	910 トン

## 4 第3次計画の基本的な考え方

●自動車は、府民の日常生活や経済活動に必要不可欠な交通手段となっているが、一方、環境負荷が大きく、継続的・安定的に環境基準を達成するという目標に向けて、さらなる取組みが必要。平成 27 年度までの 3 年間という短期間の目標を設定し、具体的な対策を着実に実施。平成 27 年度目標の達成状況の検証を行い、平成 32 年度までの総合的な自動車環境対策を検討し、引き続き推進。

### 〔第3次計画の新たな取組み〕

- ・条例に基づく流入車規制についてさらなる周知を図るとともに、違反を繰り返す者に対しては条例に基づく使用命令・公表を行い条例の実効性を高めるなど、取組みを強化
- ・従来の自動車排出ガス (NOx・PM) 低減に、地球温暖化 (CO<sub>2</sub>) 対策の視点を加え、低燃費かつ低排出ガスのエコカーの積極的な導入を促進する取組みを、官民協働により展開
- ・府民・事業者 1 人ひとりが NOx 等の低減に効果がある「エコドライブ」を自主的に取組むよう促進

## 5 第3次計画における取組みについて

### (1) 自動車単体規制の推進

- ・最新規制適合車への転換促進
- ・車両の点検・整備の促進

### (2) 車種規制の実施等

- ・車種規制の適正かつ確実な実施
- ・グリーン配送の推進等
- ・流入車規制の推進  
⇒違反者に対する命令・公表など規制の徹底

### (3) エコカーの普及促進

- ・官民協働によるエコカー導入促進  
⇒エコカーの展示・試乗会などの実施
- ・エコカーの導入支援等  
⇒充電インフラなどの整備促進
- ・広域的取組みの推進 (関西広域連合等)
- ・燃料電池自動車 (FCV) の普及促進

### (4) エコドライブの推進

- ・エコドライブの取組みの推進  
⇒セミナーや運転者講習会などを実施
- ・アイドリングストップの推進

### (5) 交通需要の調整・低減

- ・輸送効率の向上  
⇒営業用トラックの活用、共同輸配送の推進
- ・適切な輸送機関の選択の促進
- ・物流拠点の整備等
- ・公共交通機関の利便性の向上  
⇒乗り継ぎにおけるシームレス化の促進など

### (6) 交通流対策

- ・交通の分散や道路機能の分化の促進  
⇒道路網の整備
- ・交通渋滞の解消 (ボトルネック対策)  
⇒立体交差化、右左折レーンの設置などの推進
- ・高度道路交通システム (ITS) の推進  
⇒交通渋滞などに関する情報提供

### (7) 普及啓発活動

- ・普及啓発・環境教育
- ・「大阪自動車環境対策推進会議」における活動推進  
⇒事業者の取組紹介、けん彰の実施

### (8) 局地汚染対策

## 6 第3次計画におけるその他の重要事項について

- ・関係機関は、目標の達成に向けて連携して対策を推進し、施策の進捗状況について適切に点検・評価を実施。その結果については、府が HP 等を通じてわかりやすく公表
- ・自動車排出窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) による大気汚染状況について引き続き適切な監視・測定を行う
- ・微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の削減や地球温暖化防止等にも寄与